

# 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の概要

## 特定緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路(延長約 2,000km)のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定しました。(延長約 1,000km)



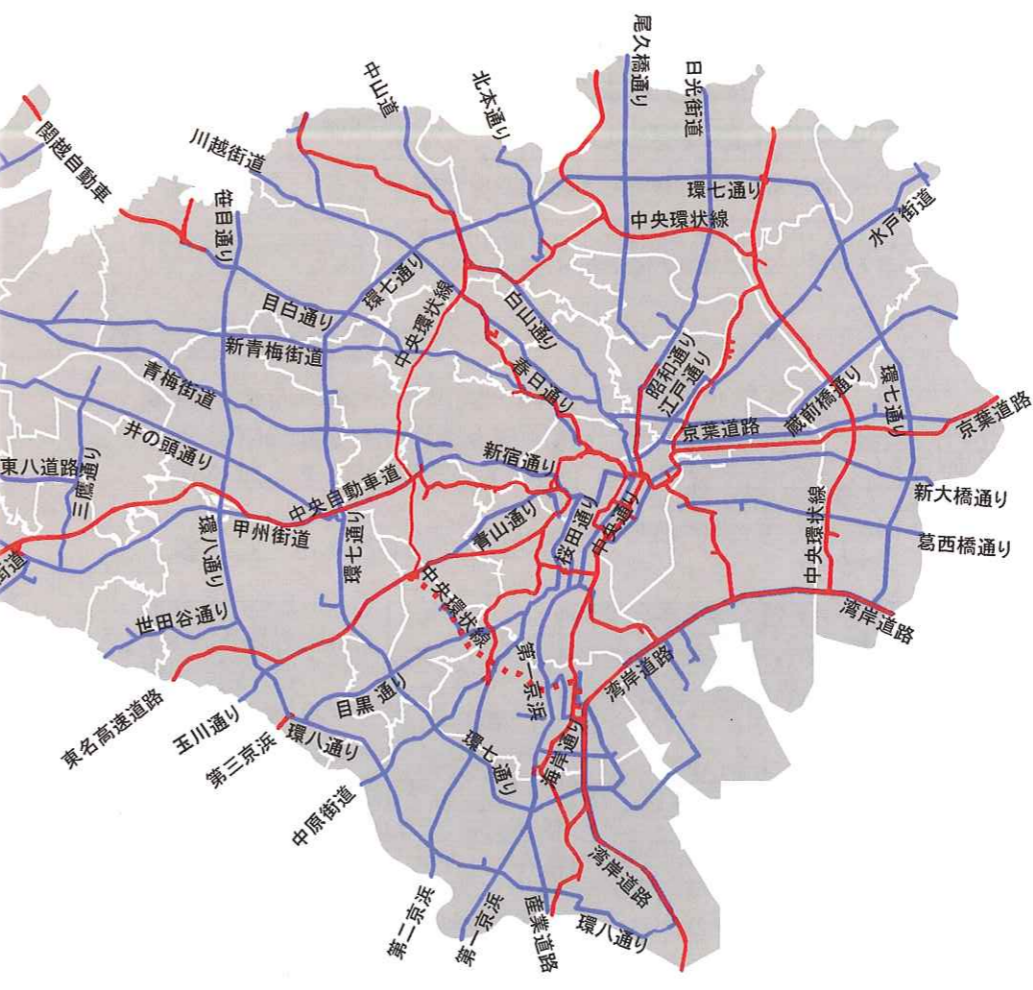
注 1) 詳細については「東京都耐震ポータルサイト」(<http://www.taishin.metro.tokyo.jp>) をご覧ください  
 注 2) トンネル部分に敷地が接する建築物は、条例の規制の対象にはなりません

## 特定沿道建築物の定義

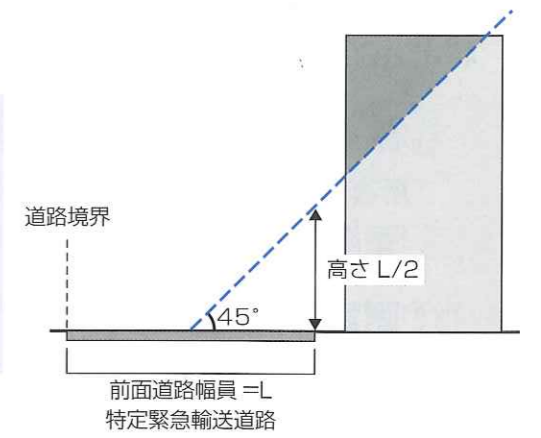
次のいずれにも該当する建築物が特定沿道建築物です。

- ア) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ) 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く(旧耐震基準※1)
- ウ) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離※2を加えたものに相当する高さの建築物

※1 地震に対する建築物の設計の基準は、昭和56年に大幅に強化され、現在の耐震基準の原点である「新耐震基準」が導入されました。  
 阪神・淡路大震災においても、「新耐震基準」による建築物は、比較的被害が少なかったことが知られています。  
 ※2 特定緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合は6m



① 前面道路幅員が12mを超える場合



② 前面道路幅員が12m以下の場合

